

第2次大空町総合計画

基本計画（パブリックコメント資料）

大 空 町

<もくじ>

第1章 にぎわい ひろがる 産業のまちづくり	1
1 農林業の振興（農業・畜産業・林業）	1
2 水産業の振興	7
3 観光産業の振興	9
4 商業・サービス業の振興	13
5 工業・地場産業の振興	15
6 雇用機会の確保	17
第2章 あたたかさ あふれる 福祉のまちづくり	19
1 保健・医療体制の充実	19
2 地域福祉の推進	23
3 子育て支援の推進	27
4 高齢者福祉の推進	29
5 障がい者（児）福祉の推進	33
6 社会保障の充実	37
第3章 いきがい はぐくむ 学びのまちづくり	39
1 幼児教育の充実	39
2 学校教育の充実	43
3 生涯学習の推進	49
4 生涯スポーツの振興	53
5 青少年の健全育成	57
6 地域文化の継承と創造	61
第4章 ゆたかさ うるおう 生活のまちづくり	65
1 市街地・住環境の整備（土地・市街地・住宅・公園）	65
2 道路ネットワークの整備	69
3 公共交通網の充実	71
4 上下水道の整備	73
5 生活環境の整備（環境・動物・ごみ・し尿）	75
6 消防・救急・防災対策の充実	79
7 交通安全・防犯体制・消費者対策の充実	83
第5章 ふれあい つながる 協働のまちづくり	85
1 コミュニティ活動の促進	85
2 移住・定住対策の促進	87
3 情報ネットワークの整備	89
4 町民と行政の協働	91
5 自律する自治体経営の確立	93

第1章 にぎわい ひろがる 産業のまちづくり

1 農林業の振興（農業・畜産業・林業）

《方針》

◎生産基盤の整備を推進し、安全で良質な農畜産物の生産と付加価値の向上や、地域産品を活用し消費者等との交流を推進するための拠点づくりを進めるとともに、意欲ある担い手の育成・確保を進め、農業・農村や森林の持つ多面的機能の活用促進、地域の農業生産力の維持強化のための広域的な農業生産体制の整備、森林の適正な保全管理に努めるなど、環境と調和する足腰の強い農林業の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・経営体質の強化や安定のため、農業経営の法人化や農作業受託組織の育成、コントラクター※事業の拡充を進めるとともに、効果的な制度資金の利用を促進しています。
- ・農業経営における女性の参画を促進するために、農業関係機関等への女性の任用を推進しています。
- ・農業基盤の整備を促進するため、地域要望を踏まえ、関係機関と連携し整備を進めています。
- ・認定農業者※や「人・農地プラン」における中心となる経営体への農地の集積化等を進めるために、農地保有合理化事業を活用し売買を行っています。
- ・農産物の競争力を高めるとともに、良質な農産物を生産・出荷するため、生産・集出荷施設等の整備や産地体制の構築を推進しています。

□コントラクター: 農業支援組織などによる農作業委託のこと。

□認定農業者: 効率的かつ安定的な農業経営をめざす計画を策定し、市町村に認定された農業者のこと。

- ・学校・家庭・地域などとの連携により食育事業を推進しています。
- ・消費者に信頼される安全・安心な食料を生産・供給していけるようクリーン農業を進めるとともに、土づくりを推進しています。
- ・担い手育成のため、地域のリーダー育成に努めているほか、新規就農者の交流促進や後継者の配偶者確保対策に力を入れています。
- ・乳牛の品質及び資質改良を進めるため、乳牛検定を行うとともに、酪農家が休暇を取得できるように酪農ヘルパーの活動を支援しています。
- ・森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため、造林・下刈・除間伐事業を支援しています。
- ・優良素材の生産のため、適正な森林施業を行い、造林・下刈・除間伐等の推進により、未造林地の解消を図り、公益的機能の増進となる森林整備を進めています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の実態に即した経営の複合化、労力の軽減やコストを抑えることのできる生産技術の導入を推進し、足腰の強い農業の確立が必要です。 ・ゆとりある農業経営や生産コストの低減など農業生産性向上のためには機械・設備の更新は不可欠です。 ・農業を持続的に発展させるため、消費者や実需者のニーズに応えた安全・安心で高品質な農産物を計画的かつ安定的に生産・供給していくことが重要です。 ・地産地消※を推奨し、地域の食材を通じて食育※を推進する必要があります。

□地産地消: 地域で生産された生産物や資源を、その地域で消費すること。

□食育: 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

施策	施策の内容
① 経営の複合化など実態に即した農業経営を促進するとともに、販路の拡大や付加価値の高い農産物の生産に向けた取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○「農業経営基盤強化促進法」に係る農業経営改善計画の認定 ○制度資金の効果的な活用促進 ○米の生産調整の推進 ○新たな販路の拡大 ○地産地消及び食育の推進

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> 農業の基本となる土づくりのため、土づくり対策の推進や、安全・安心な農産物を生産するために、クリーン農業※に取り組み必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 気象情報を栽培管理等に活用し、農作業の効率化、農産物の品質や生産性の向上を促進する必要があります。 情報提供のあり方は多様化しており、進化する情報通信技術への対応が必要です。 経営規模の拡大や低コスト化、環境負荷の低減等のため、高能率で高精度な農業生産の展開をめざす必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 限られた担い手で安定した農業経営を推進していくために、コントラクター※事業などにより生産性の効率化と省力化を推進する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 農業情勢の変化から、農業の担い手不足や高齢化、離農者の増加が懸念され、後継者が農業を継続する意欲が持てるようにすることが必要です。 指導農業士※には年齢要件があり、指導農業士の後継者の育成が必要です。 新規就農者の交流や後継者の配偶者確保対策のため、交流会を充実させる必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 農産物生産の安定と品質の向上を図るために、農業施設の計画的な整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 農用地や農業用施設の計画的整備や老朽化に伴う整備・補修の方法が課題となっています。 農村地域の過疎化、高齢化、経営規模の拡大化により、集落機能が低下し、地域の共同作業に支えられていた多面的機能の取り組みに支障が生じています。
<ul style="list-style-type: none"> 経営の効率化のため、農地の集積、経営規模の拡大を進めていますが、将来的な労働力不足が想定されます。 酪農戸数の減少により草地の集積化が困難になっています。 農地中間管理機構※については、状況を見極め利用を検討することが必要です。

- クリーン農業:たい肥などの有機物を使った土づくりを行い、化学肥料の使用をできるだけ減らす取り組みのこと。
- コントラクター:農業支援組織などによる農作業委託のこと。
- 指導農業士:就農希望者に、農業経営や農家生活についての知識や技術の習得に向けた研修を行うなど新たな農業者の育成に尽力している人を北海道が認定し、その活動を助長するための称号。
- 農地中間管理機構:農用地等を貸したい農家から、担い手へ農用地利用の集積・集約化を進めるために受け皿となる組織のこと。

施策	施策の内容
② 農業の基本となる土づくりのため、合理的で適正な輪作体系の確保と土づくり対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○緑肥作物導入に対する支援 ○土壌診断やジャガイモシストセンチュウ侵入防止対策への支援 ○クリーン農業の推進 ○バイオマス資源※の利活用推進
③ 生産効率の高い農業を確立するため、農業情報システムなどの活用による情報提供に努めるとともに、先端技術を活用した農作業体系の確立を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○農業気象情報の提供 ○水土里情報システム※の活用 ○ICT※等農業新技術への取り組み
④ 安定的な農業経営を実現するため、農作業受託組織の育成、コントラクター事業の拡充を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○農作業受託組織の育成 ○コントラクター事業の推進
⑤ 農業後継者を確保するため、地域農業を支える担い手育成や確保、配偶者対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○農業士※及び指導農業士へのステップアップなど地域農業のリーダーの育成 ○新規農業者などの交流等機会の充実 ○農業後継者のパートナー対策の推進
⑥ 農業施設の整備を促進し、効率的な農業生産体制を確立します。	○農業施設の計画的な整備
⑦ 農用地や農業用施設の整備と維持管理により収益性を高め、農村部の多面的機能の維持・発揮を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○農用地の整備及び保全 ○用・排水路の整備、関連施設の補修、更新及び維持補修 ○農道の整備及び維持補修
⑧ 地域の認定農業者などの中心的農家に農地の利用集積を図るため、農地保有合理化事業を活用し計画的及び安定的な規模拡大を推進します。	○農地の集積化

- バイオマス資源:再生が可能で、動植物から生まれた有機性の資源(石油や石炭などの化石資源は除く)のこと。(農林水産物、稲わら、もみガラ、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなど)
- 水土里情報システム:農地や水利施設等の地図情報や属性情報(水土里情報)を農業関係団体で共有し活用するための情報システム。
- ICT:(Information andCommunicationTechnology の略)情報通信技術の総称。
- 農業士:地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興に意欲的な人を北海道が認定し、その活動を助長するための称号。

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会委員に女性が参画するには、女性の参画意識を高めるとともに、家庭との両立しやすい体制や環境が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 経営規模の拡大や作業効率の改善を図るため、施設や設備の整備が必要です。 牛乳の品質向上と乳牛の資質改良を進めるため、乳牛検定員の確保が必要です。 酪農家のゆとりある生活を実現する専任の酪農ヘルパーを安定的に確保するため、待遇の改善や長期雇用などの労働条件の見直しが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 黒毛和種の肥育を推進するため、和牛繁殖牛群の改良が必要です。 町営牧野の良質な牧草地の更新及び設備の整備が必要です。 町営牧野の預託家畜や牧草地の維持管理作業を担う人材の確保が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の衛生対策の普及推進を図るため、家畜伝染病の予防対策を進める必要があります。 家畜疾病予防や治療を担う家畜医療体制の充実が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業を継続的に実施していくことが必要です。 森林の適正な管理や施業コストの低減を図るため、林道の補修が必要です。 経営基盤の強化のため、環境に配慮した森林から生産された木材の付加価値の向上対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> みどり豊かな環境づくりのため、企業や団体などと協働した緑化推進を一層進めていくことが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の効果的な駆除のため、猟友会と連携した被害防止の取り組みが必要です。 狩猟免許を取得する人への支援やエゾシカの駆除処理に要する経費の支援を継続する必要があります。 エゾシカによる農林業被害の軽減を図るため、侵入防止フェンスの維持管理が必要です。

施策	施策の内容
⑨ 農業委員会への女性の参画により、女性の意見などを取り入れ、委員会活動の活性化を推進します。	○農業委員会活動への女性の参画
⑩ コストの低減及び生産性の向上、労働力の軽減に向け、乳牛検定や酪農ヘルパー活動を支援し、施設や設備の整備を促進します。	○乳牛検定活動への支援 ○酪農ヘルパー活動への支援 ○畜産経営における施設整備の推進 ○畜産クラスター事業の推進
⑪ 受精卵移植等を活用した和牛繁殖牛群の改良を推進するとともに、町営牧野を効率的に運営し、畜産経営の収益向上を支援します。	○和牛繁殖牛群の改良の推進 ○町営牧野の施肥管理及び有害雑草の駆除 ○放牧家畜や施設の管理を担う人材の確保
⑫ 家畜伝染病の衛生対策を進めるとともに、地域家畜医療の充実を進めます。	○家畜伝染病予防対策の推進 ○家畜医療活動への支援
⑬ 適正な森林施業に努め、未造林地の解消を図るとともに、優良素材の生産を推進します。	○民有林の森林整備事業の推進 ○公有林の適正な保全管理と計画的な整備 ○林道の維持管理の促進
⑭ 国土緑化思想の普及啓発を促進します。	○緑化推進事業の推進
⑮ 有害鳥獣の駆除を行うことにより、町民の安全を確保し農林業の振興を図ります。	○狩猟免許取得への支援 ○エゾシカ駆除の助成 ○エゾシカ侵入防止フェンスの維持管理への支援

○畜産クラスター：地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。

2 水産業の振興

《方針》

◎地場水産業の安定的発展と水産資源の生育環境の保全や環境との調和に向けた水産業の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・網走湖のわかさぎ・しじみ・しらうお・こいなど、多様な水産資源を確保するために、資源調査や水質調査に対する支援を行っています。
- ・網走湖の水質浄化や漁場環境の向上のため、関係機関に要望を行うとともに、水産物の品質や付加価値の向上に努めています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
・網走湖の資源保全や確保のための環境対策が必要です。
・水草刈りの再開や網走川河口付近の掘削、女満別湾への船着場の整備など、漁場環境の整備が必要です。

施策	施策の内容
① 安定的な漁業資源確保のために、漁協等が実施する各種調査を支援します。	○網走湖の水質環境調査の支援 ○漁業資源に関する調査の支援
② 漁場の環境整備と水質浄化対策の要望を行います。	○水草刈りや河口付近の掘削の要望 ○船着場の整備に係る調査の要望 ○水質浄化のための関連機関への協力要請

3 観光産業の振興

《方針》

◎恵まれた自然環境と景観、特産品やイベントなど地域の特性を観光資源としてとらえ、農業・教育などと連携した交流人口拡大のための体制づくりを進めるとともに、町民や来訪者が楽しみ憩える魅力あふれる観光の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・花や自然を活かした観光振興を図るために、芝桜公園や朝日ヶ丘公園の整備を行っているほか、網走湖女満別湖畔や水芭蕉群落、藻琴山や天然温泉などの観光資源を有効に活用しています。
- ・地域の特徴を広めるために、芝桜まつりやめまんべつ観光夏まつり、ノンキーランドふるさとまつりなどの観光イベントを観光協会や各団体と連携しながら開催しています。
- ・空港所在地の優位性を活かした観光客の集客と国内外への情報発信のため、観光施設への案内看板の設置やメルヘン観光交流センターにおける特産品の販売、ホームページを活用した多言語による情報発信を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・朝日ヶ丘公園や芝桜公園等既存の観光資源・施設の整備充実を図ることが必要です。 ・朝日ヶ丘公園の管理は、再度民間の活用を検討することが必要です。 ・女満別湖畔湿生植物群落は、環境の保全に適応した施設整備の検討が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした魅力ある観光イベントやまつりを引き続き実施していくことが必要です。 ・滞在型観光につながる新たな観光素材の選定及び発掘が必要です。 ・体験ほ場は引き続き整備を行い、具体的な活用方法や事業展開のための方向性の検討が必要です。 ・空港立地特性を活用した観光の振興、にぎわいづくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・観光客のニーズを把握し、必要とされる機能や設備を充実させる必要があります。 ・インバウンド※の観光客が増加しており、外国語表記の案内看板の充実が求められています。

□インバウンド:ここでは、海外から日本へ来る観光客のこと。

施策	施策の内容
① 観光資源となる自然環境を最大限活用するため、関連施設の適切な管理を行い、観光地としての魅力を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各観光施設の整備及び管理の充実 ○女満別湖畔の保全及び関連施設の整備 ○藻琴山登山道の保全管理
② 町の特徴を活かしたイベントを開催するとともに、魅力ある滞在型及び体験型観光を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○滞在型観光メニュー作成のための素材発掘 ○体験型観光の推進 ○魅力あるイベント開催による観光PR及び観光客の誘客促進 ○女満別空港を活用したイベントなどの開催
③ 主要な観光施設への案内看板等の設置や整備などを行うとともに、各観光施設の機能充実により利便性を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○外国語表記看板の充実 ○既存看板の補修や案内看板の増設 ○無線LANの整備

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・ P R 効果の高い情報発信媒体を活用して新たな観光客の誘客を促進する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力ある観光地づくりを進めるため、観光関係団体や観光事業者との連携を強化し、総合的な観光推進体制づくりが必要です。

施 策	施策の内容
④ 観光情報の提供の充実強化と効果的な P R に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○観光関連情報誌を活用した情報発信と多言語化ホームページの充実 ○イベント参加による情報発信と旅行会社等への P R 活動の実施
⑤ 観光協会をはじめとする観光関連団体との連携・強化を図るとともに、観光協会等が主体的に実施する誘客や宣伝活動、新たな観光事業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○観光協会への支援

4 商業・サービス業の振興

《方針》

◎買い物物の利便性と満足度の向上、新たな特産品開発などによる地域に根ざしたにぎわいと活気ある商店街づくりを推進するとともに、地域内循環[※]による経済波及効果の拡大に努め、商業・サービス業の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・ 中小企業の経営安定のため、商工会を通じた支援や各種融資制度の活用促進を行い、経営の体質強化と事業者の育成に努めています。
- ・ 町内の消費活動の促進と商店街の活性化のため、そらっきカードを関係機関と連携して発行するなど、町内の消費喚起に努めているほか、商店街のにぎわいづくりに対する支援を行っています。

□地域内循環:地域で生産された物を地域で消費し、地域でお金を回すこと。

施策の背景と取組内容

施策の背景
・ 商業経営に対する意欲の向上や近代化経営を推進するため、商工会への支援及び魅力ある商店街の再生対策が必要です。
・ 商業の担い手不足への対策が必要です。
・ 中小企業振興資金利子補給事業をより活用しやすくし効果的な融資制度としていく必要があります。 ・ 町民が地域で食料品や日常生活用品を消費するための対策を検討する必要があります。
・ 各種行事の実施やPR活動、地元以外の消費者や観光客へのPRとなるイベントへ積極的に参加し、商店街のにぎわいづくりにつながる対策を実施する必要があります。

施策	施策の内容
① 商業経営の安定と近代化により魅力ある商店経営を推進します。	○小規模事業者への経営改善普及の促進 ○地域振興関連施設の管理 ○商工業者に対するホームページ作成の支援
② 商店経営の持続性の確立のため後継者対策を支援します。	○異業種交流による後継者対策の実施
③ 資金運用を支援するとともに起業や店舗改修及び地域消費活動の促進を図ります。	○中小企業に対する円滑な資金運用への支援 ○そらっきポイントカードによる地域消費活動の促進 ○店舗改修に対する支援
④ 商店街のにぎわいづくりのための行事の開催やPRイベントへの参加を推進し、特産品等の販売PRとなる拠点を支援します。	○道の駅や空港を利用した特産品の販売促進 ○PR活動を行うための拠点整備への支援 ○町外の消費者獲得のための大規模イベントへの参加支援 ○商店街のにぎわいづくりへの支援 ○地元の人が利用するマルシェ [※] やマーケットの開催

□マルシェ:フランス語で「市場」のこと。

5 工業・地場産業の振興

《方針》

◎地域の活性化に資する企業誘致や育成、地域の資源を活かした物産・特産品の開発を通じて、特色のある工業・地場産業の振興を図ります。

【これまでの取組】

- ・町の特性を活かした企業誘致を行うために、商業や農業関係者の幅広い意見を踏まえた誘致活動を行うとともに、「企業立地促進法」に基づく企業立地推進計画の認定を受けることで、国や北海道の優遇制度を受けられる仕組みをつくっています。
- ・産業振興や地場産品の開発のため、事業所の新設及び増設に対し助成を行っているほか、新しい地場産品の製造に必要な試験研究・調査・研修に要する費用の助成を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・町内で働く場を増やしていくために、継続した企業誘致を推進する必要があります。 ・品質の高い農林水産物の加工関連施設の整備など、町の特性を活かした企業誘致を推進していくことが必要です。 ・若い世代が地元で就職できるように、魅力ある雇用の場が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・民間による特産品の開発や研究、販売を促進する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・地場産品を活用し、特産品の開発に合わせた販路拡大が必要です。

施策	施策の内容
① 町の活性化に資する企業誘致を促進するとともに、町内企業の育成のために経営基盤の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致の推進や企業調査 ○地域の活性化に資する企業振興のための助成
② 地場産業の振興や新規事業の参入を積極的に促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな地場産品の開発、研究等に要する費用への補助 ○地域資源及び地場農林水産物の活用促進
③ 特産品の開発で地域ブランドを確立し、販路拡大を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の素材を活かした特産品の開発 ○道の駅、乳酪館からの情報発信

6 雇用機会の確保

《方針》

◎雇用の拡大や人材の育成・確保に努め、誰もがいきいきと働くことができる環境づくりに努めます。

【これまでの取組】

- ・既存産業における就業者や後継者の育成を図るために、農業体験実習生の受け入れを行っています。
- ・新たな起業により雇用を創出するために、計画的に起業・創業を行う事業主に対し経費の一部を補助しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
・地域資源を活用した新産業の創出や雇用の場の維持・確保が必要です。 ・技能向上を目的とした職業訓練や研修による人材の育成が必要です。
・成長が見込まれる分野への起業や新ビジネスを見出すなど、新たな展開の中で雇用を創造させる必要があります。

施策	施策の内容
① 既存産業における雇用促進を図り、新規就業者の確保に努めます。	○通年雇用促進のための関連団体との連携 ○雇用する従業員の住環境の整備促進 ○新規就農者への技術取得の支援 ○農業後継者に対する実践的研修への支援
② 起業や新産業の創造により、雇用の拡大を図ります。	○起業、創業者への支援

第2章 あたたかさ あふれる 福祉のまちづくり

1 保健・医療体制の充実

《方針》

◎乳幼児期から高齢期のすべてのライフステージ※において、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するとともに、医療体制の充実を図ります。

【これまでの取組】

- ・母子に対する健康の保持及び増進のため、健康的な生活習慣を早期から確立できるよう保健・栄養指導を行っているとともに、健診対象時期の見直しや2か月児訪問等を実施しています。
- ・成人保健における生活習慣病の発症や重症化を予防するために、特定健診の受診勧奨及び特定保健指導の充実に取り組むほか、がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診を行っています。
- ・生活習慣病※を発症させないように、ライフステージ※に応じた食事指導を実施しているほか、糖尿病や慢性腎臓病などの生活習慣病の重症化を防ぐために栄養指導を実施しています。
- ・生涯を通じて自分の歯で食事ができるように、乳幼児相談や健診時に歯科保健相談を行っているほか、保育園児や幼稚園児へのフッ素塗布、小学生を対象とした歯科健康教育や成人歯科健診を実施しています。
- ・こころの健康の保持のため、精神保健における訪問支援や相談事業を実施するとともに、回復者クラブへの支援を行うなど、安定した在宅療養生活が送れるよう努めています。
- ・各種感染症の発症と蔓延を予防するために、対象者に対する接種勧奨を行っているほか、任意接種の助成対象（おたふくかぜ、風疹等）を拡大しています。
- ・地域医療の維持存続のため、医療機関が行う救急医療対策・医療機器等の整備・人材確保等に要する費用の補助を行っているほか、東藻琴診療所を医療法人に指定管理委託し、医療体制の整備・充実を図っています。

□生活習慣病:生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患の総称。(糖尿病や慢性腎臓病など)

□ライフステージ:人間の一生における幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進むなか、安心して子どもを産みゆとりを持って健やかに育てるために、家庭や地域の環境づくりが求められています。 ・働く母親も安心して子どもを育てられるような、子育て支援と相談事業の充実が必要です。

施策	施策の内容
① 母子を対象に、妊娠と出産が正常かつ安全であり、健康づくりの基盤となる乳幼児期を心身共に健やかに育つことができるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○健康に妊娠・出産・子育てができるような相談機会の充実 ○疾病、異常の早期発見・早期対応、成長発達の確認及び子育て支援 ○医療機関・保健所等関係職種との連携強化

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病は自覚症状がなく進行するため、死亡や要介護状態になる主要因の一つになっています。 運動や食事等の生活習慣の改善を促し、生活習慣病予防や改善への取り組みが必要です。 生活習慣病予防のために特定健診を実施していますが、受診率・保健指導率は目標値には至っていません。
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防のためには、ライフステージに応じた適切な量及び質の食品摂取の選択が重要になってきます。 乳幼児健診や特定健診等の健診データ等を活用した効果判定及び事業の継続的な改善が課題となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ストレス過多の社会で、少子高齢化や価値観の多様性が進むなかで、誰もがこころの健康を損ねる可能性があります。 一人一人がこころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らこころの不調に気づき、適切に対処できるようにすることが重要です。
<ul style="list-style-type: none"> こころの病気を抱える人が地域で安定した状態で生活するために、定期的な通院や服薬のほか、地域での交流機会等の支援が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 歯科疾患の予防は、「虫歯予防」及び「歯周病予防」が大切です。 生涯にわたって歯・口腔の健康を保つには、個人で自身の歯・口腔状況を的確に把握するため定期的な歯科医院受診及び健診、歯科指導が必要です。 歯周病と糖尿病や循環器疾患等の関連性が報告されており、成人における歯周病予防の推進が不可欠です。
<ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防のため、各種予防接種を実施しています。 定期接種になっている子宮頸がんワクチンは副作用の影響から勧奨を控えています。対象者に正確な情報を提供していくことが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 医師や看護師、介護職員など、医療・介護を担う人材が慢性的に不足しています。 老朽化が進んでいる医師住宅や非常勤宿直医等の宿泊施設について検討する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 献血への協力者が減少傾向にあります。
<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の安全性と有効利用から、健康・福祉などの総合的な施設整備の検討が必要です。

施策	施策の内容
② 成人を対象とした疾病の予防や健康の保持増進を図り、生活習慣病を予防するため、自ら対象者が課題を認識して、改善のため行動変容に結びつけられるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 〇個別の健康管理の啓発 〇特定健康診査受診率の増加と特定保健指導・情報提供の充実 〇各種がん検診・その他の健康診査の推進 〇健康教育の推進
③ 健康の保持・増進と生活習慣病予防のための食生活習慣の確立を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 〇適切な食習慣の確立の推進
④ 一人一人がこころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らこころの不調に気づき、適切に対処できるよう相談機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 〇こころの不調を早めに気づき、適切な療養生活を送るための相談機会の充実と医療機関・カウンセラー等との連携 〇安定した療養生活を送れるための医療機関・カウンセラー等との相談機会の充実
⑤ こころの病気をもちながらも、病状が安定して地域で生活できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 〇安定した療養生活を送れるための相談機会の充実 〇精神障がい者回復者クラブへの活動支援
⑥ 一生自分の歯で食べられるように、歯科疾患の予防・早期発見の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 〇乳歯のう歯予防の啓発 〇永久歯のう歯予防の啓発・フッ化物洗口 〇歯周疾患の予防及び歯口清掃の方法の周知
⑦ 各種感染症の発症予防と蔓延防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 〇各種予防接種の実施と予防接種に関する正確な情報提供 〇エキノコックス症[*]予防に関する正しい知識の普及と検診による早期発見・早期治療
⑧ 地域医療体制の構築のため、保健・医療・福祉サービス機能を維持し、医療機関への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 〇医療サービスの分担と医療の確保 〇基幹病院としての位置づけと支援 〇医療・介護を担う人材確保の支援 〇保健・医療・福祉の連携強化及び健康相談サービスの推進
⑨ 献血の普及啓発を行い、献血者の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 〇献血の普及啓発と献血者の確保
⑩ 健康・福祉などを含めた総合施設の整備について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 〇既存施設の建替え時に併せた計画的な整備の検討

^{*}エキノコックス症:エキノコックスという名前の寄生虫が主に肝臓に寄生して起こる病気。(北海道では主にキツネなどの動物間で広がりをみせ人へも感染する)

2 地域福祉の推進

《方針》

◎地域に暮らすすべての人がお互いを認め合い、支え合いながら、共に生きることができる地域社会づくりを進めます。

【これまでの取組】

- ・家庭における介護技術の普及を目的に、介護技術講習会を開催し、知識や技術の普及と人材の育成を図るとともに、介護に関する情報の提供に努めています。
- ・高齢者や障がい者のいる世帯、子育て世帯等の見守りや安否確認のため、民生委員・児童委員が中心となって訪問や相談対応を実施しているほか、郵便局、新聞販売所、電力会社、灯油・ガス販売店などと提携し見守り体制を強化しています。
- ・高齢者や福祉団体等の事業活動や東藻琴診療所への送迎のため、福祉バス及び患者輸送バスを運行しているほか、福祉有償運送等の方策を協議するために、運営協議会を設置しています。
- ・子どもへの虐待を早期に発見するために、児童相談所と連携した対応を図りながら地域の情報を収集しているほか、人権思想の普及・啓発のため、人権擁護委員を配置し相談体制の整備を図っています。
- ・認知症の高齢者や知的障がい者などのうち、財産や金銭の管理を行うことができない人が、日常生活の支援や福祉サービスの利用援助を受けながら地域で安心して生活ができるように、社会福祉協議会と連携し日常生活支援員等の養成を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<p>・障がいや世代を超えてお互いを認め合い、支え合える社会を実現していくためには、一人一人の人間をいたわり、尊重するところを醸成することが大切です。</p>

施策	施策の内容
① 地域福祉に対する意識の高揚や普及、啓発に努め、地域に暮らす全ての人がお互いを認め合い、支え合える社会づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・家庭・地域における福祉教育の推進 ○子どもから大人まで、多くの人が交流できる活動の推進 ○障がいのある人もない人も、差別なく安心して暮らせる地域の実現に向けた普及・啓発 ○戦没者・物故者の慰霊 ○災害等により被災した人への支援

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> 福祉制度が複雑になるなか、どこに相談にいけばよいかのすぐ分かり、必要な情報を必要とする人が手に入れることができる体制が必要です。 情報技術を利用する人とならない人との間で差が生じないよう、必要な情報の提供に努める必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や児童委員の協力を得ながら、行政や社会福祉協議会、学校等と連携し、見守りや相談対応などを行っていく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 町民との協働による地域づくりを実践していくために、ボランティア団体への支援が必要です。 在宅での介護が増えてきており、人材の育成を継続していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、「見守り」を必要とする人が増えています。 相互扶助意識や地域コミュニティ活動が低下する傾向が見られます。 公的な見守り体制に加え、身近な地域での助け合いや見守りを行うことが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 高齢化や障がいなどによって自家用車を運転できなくなり、自由に外出できない人が増えるなか、生きがいを持って自立した生活を送るための移動手段の確保が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 所得が低い高齢者や障がいのある人の中には、冬期間の生活に不安を抱えている人がいます。
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がいのある人・子どもなどの立場の弱い人への虐待や家庭内暴力が社会問題となっています。
<ul style="list-style-type: none"> いじめのない、孤独な人のいないまちづくりが必要です。 認知症高齢者や知的障がいのある人など、日常生活に必要な判断力のない人を地域で見守る必要があります。 虐待やDV※などが社会的な問題となっており、地域における監視体制の構築が必要です。

※DV: (domestic violence の略) 夫婦やパートナーから受ける暴力のこと。

施策	施策の内容
② 福祉サービスをはじめ、保健・衛生・医療・介護・防災に関する総合的な情報の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○町のホームページや登録メールによる情報の発信 ○広報誌やせいかつあんしんガイドブックによる情報の提供
③ 民生委員や町内の事業者、団体と協力し、見守りや相談の体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員協議会の運営支援 ○民間企業や団体などと連携した見守り体制の強化
④ 地域福祉の基礎となる人材の育成・活用に努めるとともに、主体的に地域福祉に取り組む町民組織を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○体験学習や研修等によるボランティア活動への参加促進 ○各種社会福祉団体への活動支援
⑤ 早期発見、早期対応、不安解消が必要な人達を把握するとともに、地域で見守る体制の充実に図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守り体制の充実、地域活動の拠点づくり ○災害時・緊急時の支援体制の構築
⑥ 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉関係団体の活動や研修等のための交通手段の確保 ○通院や買い物などの交通手段の確保 ○福祉有償運送協議会の運営
⑦ 高齢者や障がいのある人の冬期間における生活上の負担を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> ○冬期間の採暖費用の負担軽減 ○除雪に対する身体的負担の軽減
⑧ 虐待の防止と早期発見のため、地域全体で監視する体制づくりの普及・啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会の運営 ○高齢者や障がいのある人の家庭内虐待防止へ向けた普及・啓発
⑨ 人権の尊重や権利擁護についての啓発活動を進め、相談体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護委員の配置による人権相談の実施 ○関係機関との連携による生活支援員の養成 ○DVに対する相談窓口（北海道、警察等）との連携

3 子育て支援の推進

《方針》

◎子育てを地域で支援し、子どもの安全・安心を確保して心身共に健やかに育つための環境づくりを進めます。

【これまでの取組】

- ・子どもを育てながら働く人を支えるために、町立の保育園を運営し6か月乳児からの受け入れを行っています。
- ・幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育て会議を設置し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行っています。
- ・子どもの健全な遊びや居場所づくりのため、児童センター・児童クラブ・子育て支援センターを開設し、高齢者との遊びを通じた異世代交流や地域指導者による体験活動を行っています。
- ・ひとり親家庭への適切な支援を行うために、民生委員と連携した相談体制を整備するとともに、医療費の助成を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが必要です。
・豊住保育園の2歳児受け入れ数が増えているため、保育士資格者の確保が必要です。
・児童センター・児童クラブは、幼児・児童にとって重要な異世代の交流、健全育成に貴重な活動体験の場となっており、今後も継続した取り組みが必要です。
・ひとり親家庭に対しては、適切な福祉制度の活用のほか、自立に向けた切れ目ない支援が必要です。

施策	施策の内容
① 次代を担う子どもたちがすくすくと育つことができるような支援をはじめ、子育てに対する負担の軽減を図り、その環境づくりを進めます。	○子育ての総合的支援と計画的な推進 ○特別児童扶養手当支給のための認定事務の実施 ○子どもの医療費の軽減 ○中学校終了前の児童を養育している者への児童手当の支給
② 0歳から2歳児までの保育ニーズを把握し、必要なサービスの充実を図ります。	○豊住保育園での0歳児からの受け入れ体制の整備 ○東藻琴保育園での0歳児からの受け入れ体制の整備 ○広域利用制度の整備 ○幼児教育・保育施設の整備
③ 子育て家庭のニーズに合わせ子どもたちの居場所づくりや健全育成のため、放課後児童対策を推進します。	○児童センター・児童クラブの管理運営 ○児童遊園地の維持管理
④ ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	○ひとり親家庭への医療費の助成

4 高齢者福祉の推進

《方針》

◎高齢者が健やかに仕事や生きがい、ボランティア活動等の社会参加ができ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して日常生活が継続できるよう体制整備に努めます。

【これまでの取組】

- ・高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センター※を設置し、総合相談や介護予防を行っているとともに、サービスの連携や調整を図っています。
- ・介護技術の普及や人材を育成するために、介護予防講演会、介護予防・介護技術講習会、認知症サポーター養成講座を実施し、介護に関する情報提供を行っています。
- ・虚弱高齢者に対する生活管理指導員派遣事業や生活管理指導短期宿泊事業等のサービスの提供を行っているほか、寝たきり高齢者等に対し、移送サービスや入浴サービスを提供しています。
- ・高齢者の健康増進や教養の向上のため、老人福祉センターを設置し、サークル活動やボランティア活動、交流や憩いの場として提供しているほか、高齢者の就業や交流を促進するために、高齢者就労センターや老人クラブへの支援を行っています。
- ・高齢者等が地域との関わりを持てるように、75歳以上の高齢者や重度心身障がい者にタクシー券を交付しているほか、一人暮らしや所得の少ない高齢者世帯に緊急通報用電話機を貸与し除雪サービスを提供するなど、急病・災害時に迅速に救援できるよう支援体制を整えています。
- ・高齢者の長寿を祝い、福祉への理解と関心を深めるために、老人福祉大会やふれあい広場を開催しています。

□地域包括支援センター：介護サービスなど高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関のこと。（高齢者やその家族が抱える介護サービスや権利擁護、高齢者虐待、消費者被害などの様々な相談に応じる窓口でもある）

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・健康で元気に生活できる期間（健康寿命）をできるだけ伸ばし、加齢に伴う心身の機能低下予防など、健康の保持・増進に努め、自らが介護予防に取り組むことが必要です。 ・家族や近隣の人々が支援してきた身近なことを介護サービスに委ねる傾向が見られます。 ・家族や近隣の人々など地域住民の力とともに、高齢者自身がサービスの担い手となる町民参加型の支援体制の整備が必要です。

施策	施策の内容
① 介護予防への取り組みを積極的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の積極的な推進 ○必要な介護知識・技術の習得ができる講習会等の開催

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・ 虚弱高齢者や要支援・要介護認定者等が地域で生活を継続していくために、介護保険サービスの適切な運用と介護保険サービスでは対応しきれない部分を保険外サービスとして対応をしていくことが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、包括的かつ継続的に支援することが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の様々な活動や交流の場として、継続して老人福祉センターを運営する必要があります。 ・ 老人クラブの会員数は減少傾向にあり、地域ごとの単位クラブ活動に影響が出ています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしの高齢者の非常時や緊急時に、身内へ連絡が取れるような体制づくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化の進展から要介護認定者も増加傾向にあり、町内の特別養護老人ホームの入所については、多くの待機者がいる状況です。

施策	施策の内容
② 介護が必要になっても地域で生活できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護が必要な人への適切な介護認定の実施 ○ ヘルパー・デイサービス・デイケア等の在宅生活を支える介護保険サービスの継続 ○ 住宅改修など住環境の整備 ○ 特別養護老人ホームやグループホーム等の施設で安全に生活できる場の提供 ○ 寝たきり老人等入浴サービスなどの介護保険外サービスの継続 ○ 総合相談支援等の地域包括センター※機能の充実 ○ 介護者支援の充実
③ 地域に住む高齢者に関する様々なニーズをとらえ、適切な機関・制度・サービスにつなぐために、継続的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問や相談など総合相談事業の充実 ○ 地域のニーズ把握の推進 ○ 権利擁護事業の推進 ○ 関係機関との連携強化
④ 高齢者が学習や仕事、地域活動などに参加し、生きがいを持って生活できるよう、活発な交流を推進し、福祉施設の適正な維持管理を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の活動の場の確保 ○ 多様な活動（ボランティアや各種活動）のリーダーを育成する仕組みづくりの検討 ○ 高齢者の交流機会の確保 ○ 施設の有効かつ効率的な利用 ○ 高齢者就労の場の確保 ○ 老人クラブの活動に対する補助
⑤ 高齢者がいきいきと、その人らしく安心して暮らしていける環境の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の日常生活における負担の軽減 ○ 緊急時の連絡体制の確保
⑥ 特別養護老人ホームをはじめとする高齢者福祉施設については、今後も一層必要度が高くなることが予想されるため、社会状況等を見極めつつ施設整備を検討するなど、安心して暮らせる場所の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別養護老人ホームの整備 ○ 身体的、経済的理由により居宅において養護することが困難な高齢者が暮らす場所の確保と整備に向けた検討（小規模多機能型施設等） ○ 自立した生活を支援するための施設の運営

□地域包括支援センター：介護サービスなど高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関のこと。（高齢者やその家族が抱える介護サービスや権利擁護、高齢者虐待、消費者被害などのさまざまな相談に応じる窓口でもある）

5 障がい者（児）福祉の推進

《方針》

◎障がいのある人もない人も互いに尊重して住み慣れた地域で安心して暮らし、共に支え合う社会の実現を図ります。

【これまでの取組】

- ・子どもの心身の発達とこころの課題に対応するために、乳幼児健診時に療育相談を行い、網走市こども発達支援センターと連携しながら早期発見と適切な療育につなげるよう取り組んでいます。
- ・子どもの将来を見据えた療養を行うために、療育を必要とする子どもに対して、網走市や美幌町の子ども発達支援センターと連携し対応を行っています。
- ・障がいのある人や家族が、必要なサービスを受けられるように情報提供を行っているほか、「障害者総合支援法」に基づき、居宅介護や生活介護などの障がい福祉サービスを提供しています。
- ・障がいのある人に就労の機会を提供するために、地域企業への就労支援を行っているほか、移動や外出に対する支援を行っています。
- ・障がいのある人の居住や日中活動を支援するために、障がい者福祉センターちあふるを設置しているとともに、障がい福祉に対する地域の理解と関心を深め、交流活動を通じて見守り体制が整備されるよう努めています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<p>・子どもの成長発達には個人差があり、脳の発達が通常と異なる場合、育児のしづらさや子ども自身が生活のしづらさを感じるなどの支障が出てくるため、早めに子どもの傾向を知り、環境整備や子どもの接し方について早期の段階から対策を講じることが必要です。</p>
<p>・各部署が連携し、0歳から就学、成人まで一貫した療育体制の整備が課題です。</p>

施策	施策の内容
① 育児のしづらさや子どもの自身の生活のしづらさを早期に把握し支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援指導員による専門的相談の推進（幼児検診時） ○療育・教育・保健等関係機関との連携強化
② 障がいのある人や難病患者等が住み慣れた地域でその人らしく、生きがいを持って日常生活が送れるよう、その人にあった支援を行うためのシステムやサービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいに応じた支援のための福祉サービスの推進 ○障がいのある児を持つ保護者の負担軽減を図るための支援体制の整備 ○在宅での暮らしの不便を解消するための設備改造に対する補助 ○障がいのある人が安心して暮らし、自立に向けたサービスを提供する施設の運営 ○重度の障がいのある人が治療を受けるための医療費の助成 ○障がいのある人への虐待防止のための普及・啓発

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人や難病患者等の家族の相談に応じる体制の強化が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の就労の受け入れ先が少ない状況です。 網走市及び美幌町の事業所を利用せざるを得ない状況であり、町内での事業者の確保が課題です。 地域活動への積極的な参加や就労の促進などにより、住み慣れた地域の中で誰もが社会に関わりを持ち、生きがいを持つことが必要です。 障がいのある人の居住や一時的な入居、日中活動支援の場として障がい者福祉センターちあふるの運営が必要です。

施策	施策の内容
③ 障がいのある人や難病患者等の家族が安心して相談し、必要なサービスを受けるための情報提供ができるよう、相談支援体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービスの情報提供 ○障がいに応じた計画作成を行う相談支援事業所の運営
④ 日常生活において自分一人で外出することが困難な人へ、社会参加等の機会を確保するためにも外出支援の充実を図るとともに、就労機会の確保や訓練により就労を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○社会適応訓練や障がい者雇用促進のための機会の確保 ○「ちあふる」の活動を通じ町民の理解と関心を深める体制づくり ○施設の有効かつ適正な管理運営

6 社会保障の充実

《方針》

◎将来に向けた社会保障制度の動向を見極め、健全で安定的な運営に努め、町民の健康と福祉の保持増進を図ります。

【これまでの取組】

- ・国民健康保険事業の安定した運営のため、適正な税率の見直しと収納率の向上により歳入を確保し、レセプト点検[※]や医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知[※]を行い、健康や医療に関する理解が深まるように努めています。
- ・介護保険における安定した事業運営のため、事業計画に基づいた保険料の見直しを行っているほか、後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携して各種申請や相談などの窓口業務を行っています。

□レセプト点検:保険医療機関または保険薬局から提出された診療報酬・調剤報酬明細書(レセプト)が、保険者(市町村や健康保険組合等)へ正しく請求されているか点検すること。

□ジェネリック医薬品差額通知:ジェネリック医薬品(新薬と同等の有効成分・効能がある安価な薬)に切り替えた場合に薬代がどれくらい削減できるのかを知らせるもの。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業の財政基盤は脆弱であり、不測の高額医療が生じた場合の財政負担により、保険運営が不安定になる場合があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療制度を安定的に支え、医療や介護サービスの質を維持向上させることが必要です。 ・医療費の増加に伴う保険料の増額が懸念されています。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要な人やその家族を社会全体で支える相互扶助の仕組みを周知し理解を深めることが必要です。 ・保険給付費の増加に伴い、保険料の増額が懸念されています。
<ul style="list-style-type: none"> ・無年金者を出さないようにしていくことが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・所得の低い世帯の生活安定と経済的な自立を促進していくことが必要です。

施策	施策の内容
① 保険税収納率の維持、向上に努めるとともに医療費適正化を推進し、国民健康保険の安定した運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の税率見直し、国保税の収納率向上 ○レセプト点検の実施やジェネリック医薬品の推奨による医療費の抑制
② 高齢者の医療保険制度の周知・啓発を図り、必要なサービスや情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合と連携した制度周知と被保険者への情報提供
③ 要介護者に継続した介護サービスを提供するため、介護保険の安定した運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な事業計画の策定と保険料率の見直しによる安定した保険運営 ○広報を通じた介護保険制度の周知
④ 国民年金制度の周知・啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金に関する手続き事務の実施及び相談窓口の開設 ○無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者や障がいのある人への給付金の支給
⑤ 低所得者の生活の安定と向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護に関する相談 ○生活支援に関する各種制度の情報提供

第3章 いきがい はぐくむ 学びのまちづくり

1 幼児教育の充実

《方針》

◎人格形成の基礎を培い、豊かな感性や創造性を育むため、幼児教育の充実と教育環境の計画的な整備を進めます。

【これまでの取組】

- ・ 幼児の健康な心と体を育み、自立心を育て、人とかかわる力を養うために、保護者との面談や園だよりを通じて家庭との連携を図っているほか、園開放事業を実施し未就園児との交流や子育て相談を行っています。
- ・ 幼稚園教育を通じて幼児の「生きる力」の基礎を育成するために、学校や福祉施設、語学指導助手と交流を行い、遊びや体験活動を通じて、幼児の興味の幅を広げ主体的活動を促す教育を展開しています。
- ・ 的確な実態把握に基づく幼児一人一人の特性に応じた指導をするため、補助教諭を配置し発達の過程に即した指導を行っているとともに、必要に応じて特別支援教育を実施し、小学校や養護学校、特別支援コーディネーターと連携して適切な支援が受けられるよう努めています。
- ・ 保護者のニーズに合わせた「預かり保育」を充実させるために、教育課程に沿った保育指導を行いながら、内容や時間、職員配置の調整を図っています。
- ・ 幼児の多様な活動と豊かな創造性を発揮させるために、園庭や遊具、備品等を整備し、施設の維持管理を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<p>・ 幼児の健全な育成を図るため、家庭での基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはんなど）の大切さを保護者に伝えることが必要です。</p>
<p>・ 未就園児の遊び場や保護者の交流の場として園開放事業は必要です。 ・ 子育てに悩みを持つ保護者の支援のため、幼児期の教育に関する相談への対応や情報提供を行うとともに、その事業内容を広く周知することが必要です。</p>

施策	施策の内容
<p>① 幼児の健全な育成のため、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発するなど、家庭環境に関する学習の機会を充実させ、家庭の教育力の向上を支援します。</p>	<p>○基本的な生活習慣や食習慣に関する学習機会の充実</p>
<p>② 園開放事業を通じ、幼児期の教育相談や情報提供、保護者同士の交流機会の提供など、子育て支援の充実を図ります。</p>	<p>○子育て支援事業による園開放事業などの推進 ○幼児期の教育相談や情報提供 ○保護者同士の交流機会の提供 ○広報誌やホームページのほか、乳幼児健診・子育て支援センター等での周知活動</p>

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2～3年毎に教育課程の見直しと編成を行っており、今後も、常にその時代の課題に対応した幼児教育を進めていく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の支援を必要とする幼児が増えてきているため、個に応じた適切な対応が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も利用増が見込まれている預かり保育に対応した施設や人的体制などの環境整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 両幼稚園とも園舎の老朽化が進んでおり早急な対応が必要です。 ・ 子ども・子育て支援制度に基づく施設や運営のあり方、利用者負担について、検討する必要があります。

施策	施策の内容
③ 「生きる力」の基礎を培うため、幼児の主体性や元気な身体と豊かな心を育む教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達連続性を踏まえた幼児教育機能の強化 ○ 小中高校、保育所、福祉施設との連携 ○ 語学指導助手との交流
④ 特別支援教育に係る補助教諭の配置や教育研修の充実、環境の整備を行い、保護者及び保健・医療・福祉などの関係機関と連携しながら、個に応じた適切な対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の支援計画に基づく計画的な支援 ○ 特別支援教育に係る研修機会の充実
⑤ 地域の実情や保護者のニーズを踏まえ、預かり保育を実施し、幼児教育・保育サービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 預かり保育・一時保育の充実
⑥ 良質かつ適切な教育及び保育の提供を行うため、施設面・運営面の整備充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園施設の計画的な整備・運営方法の検討 ○ 幼稚園給食の検討

2 学校教育の充実

《方針》

◎確かな学力、豊かな心と健やかな体を育むため、学校教育の充実と教育環境の計画的な整備を進めます。

【これまでの取組】

- ・次代を担う子どもたちに「生きる力」を身につけるために、確かな学力の定着に取り組むとともに、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図り、一人一人に応じた体力の向上をめざした教育を推進しています。
- ・子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し克服するため、特別支援教育における個別の支援計画のもと、補助教諭や特別支援コーディネーターを配置し、連携協議会やケース検討会議を設置するなど、総合的な支援体制を整えています。
- ・児童・生徒の通学時の安全を確保するため、スクールバスの運行や事故防止パトロールの実施、不審者情報の提供に努めているほか、いじめや不登校の予防のため、教育相談員の学校訪問による早期発見・早期対処に努めています。
- ・子どもたちに「読む・調べる」習慣を身につけるために、学校図書館司書の巡回配置やネットワークの導入により学校図書の充実に努めているほか、学校給食において地場産品を使った「ふるさと給食」を行い、豊かな人間性を育てていく基盤となる食育を推進しています。
- ・生徒数が減少するなか、地域に根ざした高等学校づくりを推進するため、特色や魅力ある学校づくりを通して、両高等学校存続に向けた取り組みを行っています。

- ・大学や高等専門学校へ入学する生徒への修学支援を行うために、奨学金の貸付や入学資金借入金利子等の助成を行っているほか、高等学校等の遠距離通学に対する通学費の助成や寄宿舎の整備・運営を行っています。
- ・教育環境の改善を図るため、校舎の改築及び大規模改修を実施し、時代に即応した教材備品の整備に努めています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着と特色ある教育活動を積極的に推進することが必要です。 ・職員の資質向上を図るため、教職員の研修と支援体制の充実を図る必要があります。 ・自然体験学習や職場体験学習などの取り組みを通して、学校・家庭・地域の連携を図ることが必要です。 ・児童・生徒のスポーツへの意欲と関心を高め、体力の向上を図ることが必要です。 ・いじめ・不登校などを予防し解決するための相談体制の充実を図る必要があります。

施策	施策の内容
① 確かな学力定着と体力向上をめざし、教職員の資質向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの特色ある教育活動を推進し、一人一人が「生きる力」を育む教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○確かな学力の育成をめざした学習指導の充実 ○教職員の資質向上をめざした研修事業の支援 ○発達段階に応じた系統的な情報モラル教育の推進 ○語学指導助手の継続配置 ○地域人材や地域資源を活用した特色ある学習の推進 ○特色を活かした体育・スポーツ活動の充実、体力の増進 ○豊かな心を育む道徳教育の充実 ○いじめや不登校等の予防、早期発見・早期解決に向けた相談体制の充実 ○コミュニティスクール[※]の検討

※コミュニティスクール：学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の読書習慣の定着を図るため、学校図書館の充実が必要です。 ・各学校図書館のネットワークシステムの導入に併せ、古書の廃棄、新書の購入登録等が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・携帯端末機器の使用が低年齢化してきているため、家庭と連携した低学年からの指導が必要です。 ・不審者情報に対する通報の取扱いや重要性の区分けなど、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・給食については、食に関する指導内容や到達目標など、学校との調整が課題です。 ・地元食材の更なる活用の検討が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級・通級指導教室対象児童が増えているなか、個に応じた適切な対応が必要です。 ・保護者の同意・理解を広める施策が必要です。 ・早期発見や早期対策のためには、今後も保健・医療・福祉など専門機関や関係機関との連携が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携や交流は、幼児教育から義務教育への連携のために、児童・生徒にとって必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・東藻琴小学校・女満別中学校の施設老朽化に伴う早期の改修が必要です。 ・コンピューター機器等については、定期的な更新の検討が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・道立の女満別高等学校と町立の東藻琴高等学校は、近年の中卒者の減少により、入学者数が減少していることから、今後、学区内の生徒の動向や生徒・保護者・地域の意向を把握し、町内の高等教育のあり方について協議する必要があります。

施策	施策の内容
② 児童・生徒が本に親しみやすい図書環境の充実を図ります。	○児童・生徒の読書意欲の向上や読書習慣の定着をめざした学校図書館活動の充実
③ 家庭や地域との連携を深め、生活習慣や安全に関する教育や教育相談の充実に努めます。	○家庭と連携した基本的な生活習慣の育成 ○学校や地域が連携した安全教育の推進 ○教育相談体制の充実
④ 安全・安心な給食を提供するとともに、望ましい食習慣の形成や地場産食材を用いた食育を推進します。	○学校給食の充実 ○栄養バランスや食物アレルギーへの配慮
⑤ 校内における交流学习や個別の支援計画に基づいた教育支援などを通して、特別支援教育の充実に努めます。	○交流学习の充実 ○個別の支援計画に基づく計画的な支援 ○教育支援体制の充実 ○教育支援委員会及び特別支援連携協議会体制の充実
⑥ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携や交流を推進します。	○園児・児童・生徒の交流促進 ○保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携強化 ○小中一貫教育の推進
⑦ 安全・安心の観点から校舎や校庭などの整備や充実を図るとともに、関連設備・機器等の整備を推進します。	○学校施設や設備の計画的な整備 ○コンピューター機器を含めた教材備品の充実
⑧ 近年の少子化の影響を踏まえ、将来の高等教育の進むべき方向について検討します。	○大空町の高等学校教育を考える協議会での継続協議

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> 生徒数が減少しているなか、特色や魅力ある高等学校づくりを進めている両高等学校に対し、引き続き支援を行う必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 就学困難な児童・生徒を対象とした支援策として、奨学金の貸付などを継続して行う必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> スクールバスについては、老朽化した車両の更新が必要です。 スクールバスを利用する児童・生徒の乗車場所、時間を見直すなど、通学の安全確保が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 通学費補助については、補助対象範囲や内容について見直しが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 教職員住宅については老朽化した住宅の更新が必要です。

施策	施策の内容
⑨ 地域活力の一端を担っている道立の女満別高等学校への支援と町立の東藻琴高等学校の教育内容の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根ざした高等学校づくりの推進 ○特色ある高等教育活動への支援 ○町内の高等学校入学者の保護者への負担軽減
⑩ 大学や専門学校等への進学を希望する生徒、学生が進学できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金制度の充実 ○保護者負担軽減と就学奨励
⑪ 児童・生徒の通学の安全確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールバスの運行による安全確保
⑫ 必要に応じて通学費の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○通学費補助の充実
⑬ 教職員住宅の老朽化に伴う改修や整備を計画的に進め、住環境の改善に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員住宅の整備・充実

3 生涯学習の推進

《方針》

◎町民一人一人が生涯にわたって自主的に学ぶことができるように、年齢やニーズにあった学習活動の支援と環境づくりに努めます。

【これまでの取組】

- ・生涯学習推進のために、地域コーディネーターを配置するとともに各種委員会や社会教育関係団体との連携により、学校・地域・行政が一体となった社会教育事業を展開しています。
- ・ライフステージに応じた学習の場を提供するために、社会教育施設の計画的な改修や備品整備を行い学習環境の改善を図っているほか、学校開放事業により町民の様々な学習活動を支援しています。
- ・図書館サービスを広く町民へ提供するために、移動図書館車を配備し読書活動の普及に努めているほか、公共施設や学校への団体配本を行っています。
- ・見識の広い人材を育てるために、小中学生を対象とした姉妹都市・友好町との相互交流事業を実施しているとともに、文化・芸能を通じた交流が行われています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の長期的な計画の策定が必要です。 ・参加しやすい学習機会を創出するとともに、その学習の成果を地域や家庭で活かすことのできる仕組みづくりが必要です。 ・豊かな学習機会の提供にあたって、学習を支援する講師等人材バンクの仕組みづくりや活用の方法を検討する必要があります。 ・高齢者が自らの能力を十分に発揮できる環境づくりといつまでも元気な高齢者が楽しく活躍できる環境の整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験に加えて、健全育成や情操教育など、子どもの社会参加や体験活動を拡充していく必要があります。 ・学校行事と学校開放事業の調整が必要です。

施策	施策の内容
① 長期的な計画を策定するとともに、関係団体との連携により生涯学習推進体制の強化を図り、時代の変化に応じた学習機会の創出及び交流の場づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育の長期的な計画の策定及び計画に基づく生涯学習の推進 ○社会教育団体や生涯学習奨励員と連携した生涯学習推進体制の整備 ○指導者・リーダーの育成と活躍の場の創出 ○高齢者の学習成果を地域へ還元できる仕組みづくりと次世代への伝承手段の検討 ○学習情報の積極的な発信による自発的な学習活動の支援 ○主体的な学習のきっかけづくりを応援するため、地域での学びと交流の広がりをつくる場の検討
② 地域の協力を得ながら、学校での社会教育活動を推進し、自立を促す体験活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○自然体験、社会体験など各種体験活動機会の拡充 ○関係団体との連携強化と生涯学習情報の積極的な発信

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> 社会教育関連施設の老朽化に伴う早期改修と教育機能を高めるための施設整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 図書館におけるボランティア団体の育成、レファレンス事例[※]や郷土資料のデータベース化、インターネットの活用などが必要です。 図書館の利用増加につながるPR及びニーズの掘り起こしが必要です。 高齢者・障がいのある人に対するサービス提供のあり方について検討する必要があります。 学校とのネットワーク化を進め、読書環境を整えることが必要です。 移動図書館車の利用を拡大するため、新たなステーションの設置場所について検討する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 稲城市・氷川町との交流について、幅広く町民が参加できる体制や新たな展開を検討する必要があります。 女満別小学校と稲城市内小学校との単独交流において、東藻琴小学校の参加を検討する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野において新たな視点を生み出すために、見聞を広めるための取り組みが必要です。

□レファレンス事例:図書館利用者が必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が回答した内容。

施策	施策の内容
③ 社会教育施設の維持管理に努め、施設の計画的な整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の有効かつ効率的な利用の促進と老朽施設の計画的な整備 施設に関する積極的な情報提供 学校施設開放事業の促進
④ 各種計画に基づき、読書活動の充実及び環境整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用した図書館活動の充実 ボランティア団体の支援 郷土資料のデータベース化 レファレンス事例のデータベース化 図書館と学校図書館との連携 移動図書館車事業の充実
⑤ 姉妹都市稲城市と友好町氷川町との交流を深めることを通して児童生徒の体験活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹都市稲城市民との交流事業の推進 友好町氷川町民との交流事業の推進 姉妹都市稲城市児童との交流事業の推進 友好町氷川町生徒との交流事業の推進
⑥ 国内外での交流によって見聞を広める取り組みを促進し、人材の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 個性豊かで優れた人材育成を図るための国内外研修への支援

4 生涯スポーツの振興

《方針》

◎年齢や体力、ライフスタイルに応じた様々なスポーツに親しむ機会の提供と環境の整備を進め、各種団体等との連携により生涯スポーツの振興に努めます。

【これまでの取組】

- ・ 町内のスポーツ振興を図るために、スポーツ推進員や体育協会と連携して町民スポーツ教室を開催するとともに、自発的な活動を促進する取り組みとして、総合型地域スポーツクラブ[※]を設立し、スポーツ活動の促進と指導者の育成に努めています。
- ・ 年齢や体力に応じたスポーツ活動を推進するために、屋外スポーツ施設や体育館など社会体育施設の施設整備を行うとともに、ランニングマシンやエアロバイクなどの室内トレーニング機器を設置するなど、町民ニーズに応じた施設や設備の充実に努めています。
- ・ スポーツを通じた世代間交流やスポーツ交流による地域活性化を図るために、町民スポーツ大会やスポーツ縁日、マラソン大会など、多くの町民が親しめるスポーツイベントを開催しています。
- ・ スポーツ交流を通して町民のスポーツに対する意欲や関心、技術を高めるために、バスケットボールや相撲などのスポーツ合宿を誘致し、一流選手と交流を行っているほか、スポーツ少年団の活動を支援するために、学校体育施設を開放しています。

□総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人が各自の関心や競技レベルに合わせて、様々なスポーツを行う機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのこと。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会体育関連施設の老朽化に伴う早期改修や教育機能を高めるための施設整備が必要です。 ・ 施設利用者の利便性をより高めるための整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民のスポーツに対するニーズを把握し、ライフスタイルに応じたスポーツに親しむ機会を提供する必要があります。 ・ 年齢や体力に合わせて、競技スポーツ以外にも町民がスポーツを実践できるような取り組みが必要です。

施策	施策の内容
① 社会体育施設の計画的な整備・充実を図るとともに、町民の生活スタイルの変化に対応した施設運営のあり方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設の利用促進 ○社会体育施設の計画的な整備 ○学校体育施設開放事業の促進
② 町民のスポーツ活動に対するニーズを把握し、各種町民スポーツ大会やスポーツ教室の開催など、生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、体育協会やスポーツ推進員等と連携し、年齢や体力に応じた各種事業の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○町民スポーツ大会の開催 ○計画的なスポーツ教室の開催 ○スポーツによる交流人口の拡大 ○各種スポーツの競技力の向上 ○ニュースポーツ[※]の種目を取り入れた各種事業の充実

□ニュースポーツ：勝敗よりも、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由を楽しめることを目的としたスポーツ。

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの専門家と連携し、競技スポーツの振興を図ることが必要です。 ・町内スポーツの振興は、スポーツ団体の育成や指導者の養成が不可欠であるため、指導者登録制度などと併せて検討していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設を利活用しながら、スポーツ合宿を積極的に誘致していく必要があります。

施策	施策の内容
③ 各スポーツ団体の活動を支援するとともに、指導者の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各スポーツ団体や指導者に対する支援と育成 ○競技スポーツ実施者の上位大会等への参加支援
④ スポーツ合宿誘致事業を推進し、スポーツによる地域社会の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ合宿の積極的な誘致

5 青少年の健全育成

《方針》

◎豊かな心と健やかな体、たくましく「生きる力」を育てるため、学校・家庭・地域との連携を深めながら、青少年の健全育成と家庭教育の充実を図ります。

【これまでの取組】

- ・青少年の健全な育成のために、青少年健全育成指導員や青少年を取り巻く各種団体と連携を深め、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めるとともに、地域コーディネーターを配置し、地域全体で子どもを育てる体制をつくっています。
- ・放課後における児童の安全な居場所づくりを目的として、児童クラブや放課後子ども教室を開設し、子どもの健全な遊びを通じて能力の発達を援助する取り組みを行っています。
- ・家庭における子どもたちの基本的な生活習慣や社会規範、他人への思いやりを身につけるため、社会コーディネーターによる家庭教育相談を実施しているほか、広報を通じて家庭教育に関する情報提供を行っています。
- ・子ども同士の交流を目的として、子ども会育成連絡協議会が中心となった地域行事を行っているほか、青少年の体験活動としてジュニアリーダー研修会を開催しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・各種青少年団体と連携して地域での異世代交流により生まれる学びあいやふれあいの機会の拡充が必要です。 ・SNS[□]、生活習慣、不審者問題など青少年を取り巻く環境は、課題が山積しているため、子どもたちにとって、より安全・安心な環境を作り上げるとともに、子どもたちの健やかな成長に欠かすことのできない様々な体験活動を日常的に積み重ねられる環境づくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室を継続していく上で、新たなスタッフの確保が必要です。 ・女満別地区、東藻琴地区の開催回数に差があり、施設面や人員配置について検討する必要があります。

□SNS: (social networking service の略) のことで、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

施策	施策の内容
① 青少年の健全育成にかかわる各種機関・団体間の連携強化・活動の充実と子どもたちが様々な体験活動を通して、自ら考え行動できる力を育み、親や地域が主体的に参画する体験活動の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における指導者と育成者の発掘と親力の活用・育成 ○同世代交流・異世代交流の活性化 ○学校や地域、子ども会など青少年を取り巻く各種社会教育団体と連携した青少年の自立を促す体験活動の充実 ○青少年健全育成町民会議活動の充実と青少年団体の連携強化及びネットワーク化
② 放課後児童の適切な遊びや生活のための環境づくりと見守り体制の強化を図ります。	○放課後子ども教室の充実と子どもの居場所づくりの推進

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・時代や環境の変化に応じた子育て支援策の拡充と、地域全体で子どもたちを育む体制づくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・青年団体協議会や青年団体連携会議と連携した青年期における学習機会の提供が必要です。

施策	施策の内容
③ 家庭教育講座や家庭教育に関する情報発信などを通して、家庭教育の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○町民を対象とする家庭教育講座の開催 ○子育て支援関係機関との連携と情報提供 ○子どもの生活習慣の改善や体験活動の充実 ○PTAや保護者、家庭教育団体等と連携した子育ての推進
④ 各種青年団体の活動を支援し連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○青年リーダーの養成とボランティア意識の啓発 ○青年団体活動への支援

6 地域文化の継承と創造

《方針》

◎地域の文化財や郷土芸能の保護・継承に努め、町民が主体的に取り組む芸術・文化活動への支援と町民に感動を与える芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めます。

【これまでの取組】

- ・郷土資料の保管及び展示のために、研修会館郷土資料室・山園ふるさとセンター・ふるさと資料館を開設しているとともに、郷土歴史文化保勝会と連携を図りながら郷土資料の収集や台帳の整備を行っています。
- ・町内の文化財保護のために、元町遺跡や石碑などの管理補修を行っているとともに、新たな古木の指定や国指定の天然記念物である女満別湿生植物群落の環境保全に努めています。
- ・郷土芸能の継承や芸術・文化活動の振興を図るために、郷土芸能団体や文化団体の活動を支援しているほか、文化団体協議会との連携により町民文化祭を毎年開催するなど、芸術・文化の発表や鑑賞機会を提供し、芸術・文化活動の充実に努めています。
- ・芸術文化に関する教育文化合宿については、受け入れ文化団体の誘致と支援を行い、町民との交流事業も行っていきます。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料台帳を活用した事業を展開する必要があります。 ・専門的見地を有した職員（学芸員等）の登用について検討する必要があります。 ・社会教育施設で一括してデータベースを管理できるシステムの導入について、検討する必要があります。 ・関係団体との連携などを進め、郷土資料室について多くの人に活用してもらえる展示方法や事業などを検討する必要があります。 ・郷土資料を展示・活用するための施設の整備が必要です。 ・歴史的な遺物などを保存するための施設やシステム、資料の作成などを検討する必要があります。

施策	施策の内容
① 郷土資料の調査・収集と保護・保存に努めるとともに、資料を活用した事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土資料台帳を活用した事業の展開 ○資料のデータベース化に向けた検討 ○郷土資料の収集と整理及び保存 ○郷土資料を展示・活用するための施設の整備

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・元町遺跡については、施設の傷みが増しているので、計画的な補修を検討する必要があります。 ・石碑のデータベース化や保全に至っておらず、木柱で作られた碑などの復元が必要です。 ・文化財や天然記念物に対する町民意識を高め、興味を持たせる活動が必要です。 ・天然記念物である女満別湿生植物群落の保全等の活動を通して、文化財保護に対する町民の意識を高める必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における個性豊かな文化や郷土芸能を継承するための人材育成が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化団体の高齢化により、会員の減少や団体の解散が進んでいるため、若い世代を対象にして文化に対する興味を持たせる取り組みが必要です。 ・円滑的な事業を展開するため、他の市町村との情報交換や広域での事業などネットワークづくりを進める必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・芸術団体の招へいに力を入れ、鑑賞機会の拡充に努める必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・教育文化合宿の受け入れ団体を支援し、さらに誘致活動を進める必要があります。 ・町民との幅広い交流を通して、豊かで活力のある地域づくりを進める必要があります。

施策	施策の内容
② 文化財や天然記念物などの保護や管理に努めるとともに、必要に応じて新たな指定を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の計画的な補修 ○石碑・古木などの状況調査・把握 ○データの記録と保全 ○文化財の展示方法や事業などの検討
③ 地域文化の継承を図るため、郷土芸能保存団体や文化団体の支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土芸能や文化団体の支援
④ 日常の活動や文化展や芸能祭の開催などを通して、芸術文化活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○文化・芸術活動を行っている各種団体などの組織の強化・育成 ○町民の文化活動等発表機会の創出と支援
⑤ 町民が芸術文化にふれる機会の拡充を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○町民に対する芸術文化鑑賞機会の充実
⑥ 芸術文化に関する教育文化合宿を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○教育文化合宿団体の誘致

第4章 ゆたかさ うるおう 生活のまちづくり

1 市街地・住環境の整備（土地・市街地・住宅・公園）

《方針》

◎自然と調和した住宅環境の形成と維持整備を図ります。

【これまでの取組】

- ・適切かつ合理的な土地利用の確保を図るため、関係法令に基づいた届け出の受理を行っているほか、市街地の計画的な整備、農地の確保、自然環境の保全など、適正な土地利用が図られるよう努めています。
- ・機能的な市街地形成のために、計画的な整備を行っているほか、東藻琴地区の活性化を目的とした地域振興施設の建設を計画しています。
- ・町営住宅の適切な管理と供給のために、計画的な整備を進めているとともに、介護が必要な人や車いすを使用する人に配慮した設計や改修に努めています。
- ・市街地の空き家・空き店舗を有効に活用するため、住替え者へ助成金を交付しているほか、町有地を利用した宅地分譲の検討を行っています。
- ・町内には、都市公園として栄町公園・トマップ川公園・運動公園・女満別霊園の4つの公園があり、計画的な整備と改修を行っているほか、東藻琴葬斎場の施設整備や共同墓地の維持管理を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
・長期的視野に立った適正な土地利用の推進が必要です。
・農地については、食料自給率の向上を図るため確保が必要です。
・森林については、多面的な機能を守ることが必要です。

施策	施策の内容
① 自然的土地利用と都市的土地利用が調和したまちづくりに向けて、適正な土地利用を推進します。	○「国土利用計画法」に基づく届け出の受理
② 農用地の多面的機能に配慮しつつ、適正な土地利用に努めます。	○「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農地の効率的な利用促進 ○「農地法」に基づく農業生産力の増進
③ 自然環境の保全など必要な森林の確保と保全を推進します。	○「森林法」に基づく木材生産機能、水源かん養 [※] 、自然環境の保全

※水源かん養：森林が土壌に雨水を貯えて、洪水や濁水になるのを防いだり、その過程で水質を浄化する働きのこと。

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地のにぎわいづくりや空き店舗対策を進めていくことが必要です。 ・地域振興施設の運営にあたっては、運営を担う組織ばかりでなく、運営を側面から支える、行政・町民・各種団体・企業等による支援体制づくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・人口や世帯数に応じた町営住宅の適切な管理と供給を行うことが課題です。 ・高齢者が安心して暮らせる住宅・住環境の確保が課題です。
<ul style="list-style-type: none"> ・人口が減少するなか、市街地や商店街の空き家や空き店舗が増えています。 ・住環境を整えるため、需要に合わせた宅地分譲を行う必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・町民が快適で安全に公園を利用できるように施設の維持管理が必要です。 ・子どもが安心して楽しむことができる公園の整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がおだやかな気持ちでお参りできるように霊園の環境を整備する必要があります。

施策	施策の内容
④ 機能的な市街地形成となるよう各種計画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○「都市計画法」による計画に基づいた市街地形成の推進 ○地域振興施設の整備と支援体制づくりの検討
⑤ 計画的に町営住宅の整備を行うとともに、高齢者等に対する一定の性能を確保した質の高い住宅の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した町営住宅の廃止及び建替 ○安全・安心して暮らせる住宅・住環境の形成 ○高齢者等に配慮した一定の性能を確保した住宅整備 ○良好な居住環境の保全と入居者マナーや清掃活動の指導
⑥ 必要に応じて町有地を宅地として供給するとともに、利用可能な空き家の有効利用を促進し町民の住環境の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地分譲による住環境整備 ○空き家・空き店舗有効利用による定住促進
⑦ 安らぎのある公園緑化を推進し、公園施設の良好な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の良好な維持管理 ○遊具の整備点検と計画的な更新 ○公園緑化の推進 ○家族でくつろげる施設の整備
⑧ 葬斎場や共同墓地の適正な管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○東藻琴葬斎場及び共同墓地の維持管理

2 道路ネットワークの整備

《方針》

◎地域間アクセス道路の整備、空港関連アクセス体系の確立、町民ニーズに応じた道路の整備や適正な維持など整備を図ります。

【これまでの取組】

- ・町道における安全性や利便性の向上のため、道路改良や歩道整備を行うとともに、女満別地域と東藻琴地域のアクセス道路の整備を進めています。
- ・高規格道路及び国道や道道の整備について、継続的に国及び網走建設管理部に対し要望協議を実施しています。
- ・冬期間の町道の安全を確保するため、道路パトロールや迅速な除雪作業を行っているほか、車両機械の更新や増強により体制の強化を図っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備に係る財源の確保が難しく事業工期が長期化しています。 ・開陽中央線の坂道付近は、冬場に凍結路面となりやすく整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・国道については、信号機の設置や道路の拡幅などを実施していますが、交通形態に応じた整備要望が必要です。 ・空港を拠点とした道路アクセス網の整備が必要です。 ・生活の基幹道路となる道道の計画的な整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・未改良の町道があります。 ・歩道がなく歩行者の安全性に問題があります。 ・町道整備に係る財源の確保が難しく事業工期が長期化しています。 ・大雨により路肩が崩れる場合があります。 ・橋梁などの老朽化への対策が必要です。 ・道路照明などの老朽化への対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・除雪機械の老朽化が進み、修繕費用が増加しています。 ・状況に応じた除雪の出動を判断する必要があります。 ・路面が凍結することにより交通事故が発生する恐れがある箇所があります。

施策	施策の内容
① 地域間アクセス道路を優先的に整備します。	○女満別地域と東藻琴地域間のアクセス道路の整備
② 国道や道道の整備促進について、関係団体と連携して国や北海道に要望します。	○空港につながる北海道横断自動車道や空港線の整備促進要望 ○国道の整備促進の要望 ○道道の計画的な整備促進の要望
③ 優先順位を的確に判断し、町道・歩道を計画的に整備するとともに、町道の維持管理を強化し、長寿命化を図ります。	○町道の未改良部分の整備 ○歩道の整備・段差解消 ○凍雪防止のための整備 ○日常の巡回による交通支障への対応 ○橋梁の長寿命化対策
④ 除雪体制を強化し、冬期間の生活道路の確保に努めます。	○除雪体制の強化及び除雪機械の適時更新 ○道路パトロールの実施による適時除雪の確保 ○交通事故対策のための除排雪・滑り止めの散布

3 公共交通網の充実

《方針》

◎地域内の公共交通手段の充実にあわせ、鉄道や生活路線バス、女満別空港などの公共交通網の維持・確保を図ります。

【これまでの取組】

- ・鉄道や生活路線バスの利便性の向上と路線の維持のため、交通機関へ支援を行っているほか、女満別地区と東藻琴地区の移動手段として、地域間バスやイベント時の臨時バスを運行しています。
- ・女満別空港の利用促進のために、近隣市町と連携した取り組みを実施し、航空会社に対する利便性向上の要望と路線の維持拡充のための支援を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町への通院や通学に利用されている路線バスは、利用者の減少から事業経営が厳しく、生活路線の維持確保のために継続した支援を行う必要があります。 ・鉄道については、利便性向上及び路線維持確保のための要望を行う必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・航空輸送の利便性向上のために、近隣市町や航空会社、就航都市などと連携した利用拡大の取り組みが必要です。

施策	施策の内容
① 日常生活に必要な公共交通の運行を維持するとともに、利便性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの運行を確保するための支援 ○鉄道の利便性向上のための取り組み ○地域間を結ぶ運行手段の確保
② 近隣市町や航空会社、就航都市と連携し、航空路線の維持・確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣市町等と連携した利用拡大の取り組み ○路線拡充のための運行支援

4 上下水道の整備

《方針》

◎快適できれいな生活環境づくりのため、上下水道施設の整備、維持管理を図ります。

【これまでの取組】

- ・水道水の安定供給のため、女満別本町地区・女満別高台地区・東藻琴地区の各給水区域の水源や施設の管理を行っているほか、新築住宅への管路整備や老朽化した水道管の更新を行っています。
- ・環境衛生の向上のため、下水道施設の維持管理及び計画的な更新を行い、個別排水施設の管理や合併浄化槽の整備を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・漏水事故が増加しており、老朽管の更新が必要です。 ・水道管の更新計画策定準備に向けて水道台帳システムの構築を図ることが必要です。 ・女満別地区の水質改善の要望が高まっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に配慮した下水道の整備が必要です。 ・大雨時に道路が冠水することがあるので対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金について、女満別2地区は統一されましたが、町全体の統一には目途が立っていない状況です。 ・収支状況に大きな違いがあり、一律の料金とすることに対しては理解を得ることが困難な状況です。 ・上下水道の会計制度の見直しが必要です。

施策	施策の内容
① 安定した水源の確保や供給、施設や水道管の維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水施設・水道管の維持管理 ○老朽管の計画的な更新と台帳システムの構築 ○東藻琴地区から女満別地区への水源及び水路確保に向けた計画的な事業の実施
② 下水道施設の整備と良好な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○下水施設の計画的な更新の実施 ○下水施設の良好な維持管理 ○個別排水の管理と合併浄化槽の整備
③ 上下水道については、公営企業会計導入に向けた検討を行い、企業会計の適切な運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○公営企業会計化に向けた取り組みの実施

5 生活環境の整備（環境・動物・ごみ・し尿）

《方針》

◎地球温暖化対策の意識の啓発と環境美化の取り組みを行い、ごみの減量化の推進と運動の普及促進を図ります。

【これまでの取組】

- ・地球温暖化対策を推進するため、公共施設における節電や温泉熱を利用した暖房など、温室効果ガスの排出抑制の取り組みを進めているほか、町民や各事業所に協力を得られるよう広報等を通じて啓発を行っています。
- ・自然環境や景観の保全のため、河川や湖の環境美化に努めているほか、学校や関係団体と連携し、環境教育や植樹活動を行っています。
- ・花のある景観づくりを行うために、花いっぱい運動を実施しているとともに、公共施設周辺や道道女満別空港線に花を植栽し花壇の管理を行っています。
- ・正しいペットの飼育やマナーを普及させるため、定期的に狂犬病予防注射の集合接種を行っているほか、スズメバチの巣の駆除や刺傷被害防止の注意喚起を行っています。
- ・生活環境の保全及び循環型社会の形成のため、ごみ・資源物の適正な排出や処理における計画的な取り組みを実施しているほか、焼却施設やリサイクルセンター、最終処分場の維持管理、津別町との相互処理による生ごみのたい肥化を行っています。
- ・ごみの減量のため、正しいごみの分別や3R運動[※]の取り組みを呼びかけ、使用済家庭用電子機器（小型家電）の回収を行っています。
- ・公衆衛生の向上のため、下水道をつなげていない家庭のし尿くみとりを行うとともに、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

※3R運動:「リデュース(廃棄物の発生させない)」「リユース(再使用する)」「リサイクル(再資源化する)」を積極的に行う運動のこと。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内における使用燃料等の節減を継続するため、施設整備に併せて省エネ化を考慮していく必要性があります。 ・各事業所に対しては、節電対策の要請にとどまっておらず、事業所に対する細かな情報提供などを行いながら取り組みを進めることが必要です。

施策	施策の内容
① 庁内や町民、町内の各団体や各事業所も含めて、地球温暖化対策の推進につながる取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の節電対策をはじめとした、公共施設における省エネの取り組みの推進 ○物品等の新規導入や更新の際の環境負荷の少ない省エネタイプの導入 ○広報誌やホームページを活用した取り組みへの協力の呼びかけ ○先進的な省エネ活動の紹介など、町民や各団体での取り組み推進に向けた情報提供

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護の関係機関等との連携強化が必要です。 ・町全体で、環境保全に対する意識を高めていく必要があります。 ・町民一人一人の意識高揚に向けた自主的な取り組みの推進が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少ない新エネルギーの活用が求められているなか、地域の特性を踏まえながら、新エネルギーの利用を拡大していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や各種ボランティア組織などのコミュニティ活動によって花いっぱい活動を促進していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・雪解け後に多くのごみが目立つため、清掃活動を行う必要があります。 ・老朽化した空き家等が放置されている状況も見られることから、対策を検討していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・登録済み畜犬の約25%が未接種犬であり、狂犬病予防注射接種率の向上が課題です。 ・愛玩動物の遺棄や飼養者不明の愛玩動物の保護対応が課題です。
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅街にスズメバチが営巣することが多く刺傷被害が心配です。 ・キツネやカラスによるごみの散乱に対する対応が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・分別せずに排出されたごみや資源物等が確認されており、町民・事業所への周知手法の工夫改善が必要です。 ・環境への負荷低減や施設延命化のために、分別排出や分別収集を徹底する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の老朽化が進み、維持費用が増えています。 ・委託先事業者と連携しごみ出しのマナーの改善やルール周知徹底に努める必要があります。 ・焼却処理施設のみでなく、最終処分場や資源循環の観点でのリサイクル等、総合的な処理体系の検討が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り世帯への対応として、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

施策	施策の内容
② 自然環境や自然景観の保護・保全に向けた巡視・監視活動を強化するとともに、森林や湖畔、河川など水環境の美化・保全活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○国や北海道が進める施策や先進的取り組みの情報提供 ○公害発生防止の啓発
③ 町の地域特性に適した新エネルギーの利用を検討し、積極的な活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に適した自然循環型エネルギー活用の検討
④ 各種ボランティア組織の協力を得ながら、花のある景観づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会との連携による花いっぱい運動の実施 ○女満別空港から通じる主要道路の環境美化の促進
⑤ 良好な景観を守るための美化活動への支援と空き家による周辺への危険性を防ぐための対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアによるごみの回収活動へのサポート ○敷地周りを含む老朽化した廃屋対策の促進
⑥ 畜犬飼育の適正化を図るとともに、動物の愛護と適正な管理の啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○畜犬登録と狂犬病予防接種の啓発と推進 ○広報誌やホームページを活用した狂犬病の知識・「動物愛護法」の理念・飼養者責任などに関する周知
⑦ 動物や害虫が生活環境に影響を及ぼさないように対応を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○スズメバチなどの害虫駆除の実施 ○キツネやカラスなどによる生活環境被害への対応
⑧ ごみの分別や減量化を促進するとともに、環境への負荷を低減させる取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の適正処理の計画的な推進 ○ごみの減量や繰り返しの使用、再資源化などの3R運動の普及促進 ○エコ活動を推進する町民組織の立ち上げ
⑨ ごみ、資源物処理施設の点検整備を計画的に行い適正な施設の運営確保を図るとともに、効率的・効果的な処理体系の構築に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理 ○一般廃棄物焼却処理施設の適正な維持管理 ○資源物処理施設の適正な維持管理 ○新たな一般廃棄物最終処分場の整備に向けた方向性の検討 ○燃やせるごみ、生ごみの広域処理の継続実施
⑩ 公衆衛生の維持・向上のため、適正なし尿処理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿処理体制の維持 ○合併処理浄化槽設置の促進

□3R運動:「リデュース(廃棄物の発生させない)」「リユース(再使用する)」「リサイクル(再資源化する)」を積極的に行う運動のこと。

6 消防・救急・防災対策の充実

《方針》

◎災害の未然防止のため、防災意識の普及啓発に取り組み、消防・救急体制の充実と防災体制の確立を図ります。

【これまでの取組】

- ・防災に対する意識を高めるために、町民を対象とした防災訓練を実施しているほか、災害時における緊急メールの配信やホームページへの情報の掲載、消防無線のデジタル化など、情報・通信手段の整備を図っています。
- ・消防や救急体制の充実のため、消防・救急車両の更新や設備の整備を計画的に進めているほか、救急救命士[※]の養成や薬剤投与・気管挿管・血糖値測定等の資格者養成に努めています。
- ・地域防災力の向上のため、女満別消防団、東藻琴消防団を設置し、火災や災害時の消火・救助活動を行うとともに、訓練や研修、救命救急に関する知識の習得や町民への防火・防災意識の啓発に努めています。
- ・山地災害や水害への対策のため、河川の維持管理や災害復旧工事を行うとともに、未改修河川の改修要望を行っています。

□救急救命士:病院へ搬送する途中に限り傷病者に救急救命処置を施すことができる国家資格の名称。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、大雨・大雪などの災害発生頻度が増加しており、町民の防災意識の普及・啓発が必要です。 ・町民が災害から自ら身を守る「自助」と地域が一体となって災害から身を守り助け合う「共助」により、災害発生時に迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発が必要です。 ・自主防災組織[※]の育成と避難行動要支援者[※]対策が今後の課題です。 ・災害時のみならず、災害の未然防止に際しても関係機関と連携し、総合的な災害・防災対策を強化することが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の速やかな町民への情報伝達の手法について早期に検討する必要があります。 ・大雪等での道路通行止め情報の伝達手段が課題です。

□自主防災組織:自分たちの地域を自ら守るために地域の住民が連携し結成する防災組織のこと。

□避難行動要支援者:災害対策基本法上における、高齢者、障がい者、乳幼児など災害時に特に配慮が必要な人(要配慮者)のうち、避難等に特に支援を要する人をさす言葉。

施策	施策の内容
① 地域防災訓練を通して防災意識の普及・啓発を図り、自主防災組織 [※] の組織化及び育成、災害時における要支援者対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識の普及・啓発 ○町民を対象とした地域防災訓練の実施 ○自治会等の地域コミュニティを単位とした自主防災組織の組織化の検討 ○災害時における避難行動要支援者名簿と避難体制の整備
② 災害時に確実かつ迅速に伝わる広報・通信体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の未然防止及び災害発生時における広報・通信体制の充実 ○災害情報のホームページへの掲載、メール配信サービスの実施

施策の背景
・あらゆる災害に対応するため継続的な知識技術の習得が必要です。
・高度な救急業務を提供するため、計画的な救急救命士 [※] の養成が必要です。 ・救急救命士の処置拡大に伴い、専門的な資格（薬剤投与・気管挿管・血糖値測定等）の習得が必要です。
・消防施設や消防車両の適正な更新・整備を図り、消防力の増強が必要です。
・消防団員の高齢化による人員減が予測され、消防団員確保のため魅力ある消防団づくりが必要です。
・近年、局地的豪雨など異常気象が増えています。

□救急救命士:病院へ搬送する途中に限り傷病者に救急救命処置を施すことができる国家資格の名称。

施策	施策の内容
③ 消防職員、消防団員の訓練及び研修の充実を図り、あらゆる災害に対応する知識技術の向上を促進します。	○職員の訓練・研修の充実 ○団員の訓練・研修の充実
④ 高度な救急業務を提供するため、救急救命士の養成及び各種資格者の養成を進めます。	○救急救命士の養成 ○救急関連資格者の養成
⑤ 消防力の維持強化のため、消防施設及び消防車両の計画的な整備を進めます。	○消防施設の整備 ○消防車両の整備
⑥ 地域防災の中核をなす消防団員の確保のため、魅力ある団づくりを進めます。	○魅力ある消防団づくりの整備 ○団員確保の充実
⑦ 未改修河川の整備促進や砂防対策、急傾斜地崩壊対策など、山地災害防止対策の促進に努めます。	○河川環境の整備・保全 ○河川災害防止対策 ○道路の法面の補強や修繕対策

《方針》

◎安全・安心なまちづくりを進めるために、自治会や関係団体と一丸となって交通安全対策や防犯対策、消費者対策の強化・推進に努めます。

【これまでの取組】

- ・交通安全意識を高めるために、交通安全防犯推進委員会や交通安全協会と連携しながら、春夏秋冬の交通安全運動や町内行事の街頭交通指導、児童生徒の通学路における交通指導・町内各学校の交通安全教室などを行っています。
- ・交通事故の危険性が高い道路に注意看板や標識を設置しているほか、既存の注意看板を公安委員会設置の規制看板に交換し、信号機設置の要請を行っています。
- ・犯罪を未然に防止し地域の安全を確保するため、教育関係機関による不審者対策巡視活動や交通安全防犯推進委員会の呼びかけによる自治会内パトロールなどを実施しているほか、網走警察署等と連携し暴力団排除運動を推進しています。
- ・消費生活・消費者問題については、消費生活センターと連携し、苦情相談や消費者啓発活動を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を中心に、町民各層への交通安全教育の充実を図る必要があります。 ・子どもの自転車の乗り方の指導が必要です。 ・道路を横切る高齢者が多く、交通事故防止の対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急度の高い各種要請について、警察等の関係機関に強く要請を続けることが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域にあった防犯への啓発活動が必要です。 ・空き巣や窃盗犯罪への対応が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策のため道が暗い場所への街灯の設置が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が巻き込まれる犯罪が多発しており、対策が必要です。

施策	施策の内容
① 交通安全の啓発活動を実施し交通安全指導を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○季節ごとの交通安全運動の実施 ○町民各層への交通安全教育の推進 ○交通安全指導員による指導の推進 ○関係団体との連携強化
② 交通安全設備の適正な配置を推進、要請します。	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全注意看板の設置と交通規制看板や信号機設置の要望 ○警察などの関連機関との連携
③ 各種防犯推進関係団体と連携し、地域が一体となって防犯対策の強化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全防犯推進委員会による防犯活動の実施 ○不審者対策巡視活動の強化 ○暴力団排除運動の推進 ○警察署や防犯協会との連携
④ 街灯や防犯カメラなど犯罪が起りにくい環境対策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ○街灯や防犯カメラ設置による犯罪抑止効果の検証
⑤ 安心した消費生活を営むため、啓発活動や相談に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道消費生活センターとの連携による消費者相談の実施

第5章 ふれあい つながる 協働のまちづくり

1 コミュニティ活動の促進

《方針》

◎地域で豊かに暮らすために、自治会やコミュニティ活動の推進を図ります。

【これまでの取組】

- ・地域コミュニティ活動の促進を図るため、町民会館を設置し自治活動を支援するとともに、自治会運営や自治会活動の積極的な参加や取り組みを支援しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none">・町民の高齢化と少子化により、自治会活動が縮小しています。・会員数の減少により一部の単位自治会が存続できない状況にあります。
<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動の促進や防災活動のために、自治会の組織強化が必要です。

施策	施策の内容
① 住民自治の根幹となる自治会運営活動の促進・向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○自治会連合会の運営活動の育成○自治会活動への支援○町民会館等の利用促進○自治会同士の交流や連携の推進○自治会統合へ向けた相談体制の強化
② 自治会や各ボランティア組織を中心に景観・環境保全、防災福祉など多様な面で地域コミュニティ活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○自治会の地域コミュニティ活動への支援○自主防災組織の組織化づくりの推進

2 移住・定住対策の促進

《方針》

◎町の魅力を効果的に発信し、移住者が安心して暮らせる環境を整え、定住の促進を図ります。

【これまでの取組】

- ・移住・定住対策を促進させるために、町のホームページにお試し暮らしや助成制度の情報を掲載し、道外の移住者相談会へ参加しているほか、定住をサポートする会と連携し移住者を支援する体制を整えています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・町の魅力や暮らしやすさを積極的にPRしながら移住者を増やす取組が必要です。 ・移住者が安心して暮らせるように、地域で支える仕組みづくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てる住環境の整備が必要です。 ・子育て世代の定住を促進する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・町の知名度を高めるため、道内や道外への情報発信が必要です。 ・町民が自分たちの町の素晴らしさを積極的に発信する取組が必要です。 ・空港や道の駅、町のキャラクターを活かした情報発信が必要です。 ・ふるさと会を通じた、新たな情報発信や収集のあり方を考えていく必要があります。

施策	施策の内容
① 移住に関心がある人への情報発信を行うとともに、移住に関するサポート体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○移住希望者に対する情報発信 ○移住者が安心して暮らせるための情報提供とサポート体制の強化
② 子育て支援の取組を積極的に周知し、子育て世代の定住促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て施策を総括した分かりやすい情報の発信 ○子育て世代に対する住宅建設への支援
③ 様々な媒体を利用した情報発信に合わせ、町民のPRにより町の知名度を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○空港所在地の優位性を活かした情報発信 ○ふるさと会や町民を通じた情報の発信と収集

3 情報ネットワークの整備

《方針》

◎多様化する情報化社会を見据えた情報通信基盤を整備するとともに、町民の利便性の向上につながる情報ネットワークの充実に努めます。

【これまでの取組】

- ・町内の通信基盤については、民間の光通信網や衛星ブロードバンド※機器により整備されているほか、公共施設間を光ケーブルで繋ぐなど、ネットワークの整備と充実に努めています。
- ・インターネットによる情報提供の充実のため、町民の暮らしに関わる情報や議会議会中継の動画配信、パブリックコメント※の実施や各種申請様式の配信サービスを実施しています。

□ブロードバンド:電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広い通信網のこと。

□パブリックコメント:町が条例や計画等をつくる際、広く(パブリック)町民から意見(コメント)などを求める手続のこと。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者によって事業展開される超高速ブロードバンドサービスの町内普及の格差解消を望む声が多くなっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・町民サービスの向上のため、今後も情報通信技術を活用していくことが必要です。 ・災害時にも行政事務を継続でき、災害情報を確実に届けることができる環境の整備が課題です。
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット利用者の増加、スマートフォン・タブレット端末の普及により、申請や各種手続きなど行政事務の利便性の向上が求められています。

施策	施策の内容
① 高速情報通信基盤の整備が町内で進むよう、通信事業者などへの要請を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○国及び通信事業者への超高速ブロードバンドサービスの普及要請 ○町内の情報通信格差の解消に向けた検討
② 町民の利便性の向上につながる情報ネットワークの充実に図り、災害に強い情報網の構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時のための業務継続計画の策定 ○公共施設間の情報網の強靱化
③ 行政手続きに関する申請書の提供や意見公募を行うなど、インターネットを利用した情報提供の充実に図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページからの緊急情報の発信 ○ホームページにおける各種申請書等の提供 ○ホームページへの審議会情報の公開やパブリックコメントの実施

4 町民と行政の協働

《方針》

◎町民と行政が認識を深めながら、まちづくりに参加しやすい仕組みをつくり、町民が主体となった自治の実現を図ります。

【これまでの取組】

- ・自治の基本理念や町民の権利と役割、議会及び行政の責務を明らかにするために、「自治基本条例」を制定し、まちづくりへの町民参画を進め、町民が主体的に行うまちづくり活動に対して支援を行っています。
- ・町政に関する情報の共有のため、広報誌やホームページを通じたわかりやすい情報の発信に努めているとともに、ふれあいトークやふれあい意見箱、町長へのメールなど幅広い手法で広聴活動を実施しています。
- ・町が所有する個人情報を適切に扱うために、個人情報保護条例を制定し、情報の取り扱いに関する基本的事項を定めるとともに、個人情報開示請求等に対する調査や審議を行う機関として、個人情報保護審査会を設置しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の趣旨を町民が理解できるように周知を図ることが必要です。 ・町民の意向を踏まえたまちづくりが必要とされています。 ・町民が積極的にまちづくりに参加できるように意識を高める取り組みが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭を両立する家庭が増えているため、働きやすい環境が求められています。
<ul style="list-style-type: none"> ・町民が親しみを持てるような広報誌づくりが必要です。 ・難しい行政情報を分かりやすく町民に伝えることが必要です。 ・町民が分からないことを聞いたり、意見を伝えやすい仕組みをつくるのが大切です。 ・多くの町民がふれあいトークに参加できるように、開催時期や方法を検討する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に十分留意しつつ、必要な情報を公開していくことが必要です。 ・災害時の救助活動のために、自治会などにおいて、あらかじめ支援が必要な人を把握しておく必要があります。

施策	施策の内容
① 町民主体の自治の実現を図り、町民が自主的・主体的に行うまちづくりと優れた人材の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例の見直しや実効性の向上 ○情報の共有・町民の参加・協働の仕組みづくりの推進 ○町民が主体となったまちづくりの推進 ○活力と潤いのある元気なまちづくりのための補助制度の実施
② 男女が共に社会に参加しやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する啓発活動の実施
③ 広報活動を通じて、分かりやすく情報を伝え、町民の意見をまちづくりに反映させるように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌・ホームページなどによる広報事業の充実 ○町政懇談会や意見箱の設置による広聴事業の実施
④ 行政情報については、個人情報の保護に十分留意しながら、公開を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○保護すべき情報の整理と条例の趣旨及び内容の周知

5 自律する自治体経営の確立

《方針》

◎効率的な行政経営と収支のバランスに配慮した財政の健全化に努め、近隣市町と効果的な連携を図りながら、町民ニーズに対応した行政運営を進めます。

【現状】

- ・効率的な行政経営の推進のために、組織・機構の見直しや事業の進捗管理、職員の定員適正化を行い、行政情報システムを適宜更新し機能改善を図っています。
- ・健全な財政運営を行うため、人件費の削減や新たな町債発行の抑制など経常的な経費の削減に努めています。
- ・ごみ処理や下水道事業、消防体制において周辺市町と連携し広域的に事業を実施しているほか、網走市と定住自立圏協定[※]を締結し、休日における医療体制の確立、生活路線バスの維持において相互連携を図っています。

※定住自立圏協定:5～10万人規模の市を中心とする圏域を「定住自立圏」として設定し、圏域で一つの生活圏を形成するために関係市町村が結ぶ協定のこと。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・限られた財源を有効に活用するため、職員のコスト意識を高め、組織的に経費節減に取り組む必要があります。 ・対応すべき行政需要の範囲の見直しを行う必要があります。 ・行政サービスの利用に見合った応分の負担を求めるために使用料など見直しを定期的に行う必要があります。 ・町民サービスの向上が見込まれる事務事業の民間への委託が求められています。
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の適切な配置及び能力や資質を高め、行政サービスの質を高める必要があります。 ・行政情報システムを適宜更新し行政サービスの質の向上につなげていく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・町税の収納率向上に努め主たる財源を確保する必要があります。 ・滞納の解消は税負担の公平性の観点から納税意識を高める必要があります。

施策	施策の内容
① 町民と行政が一体となった行政経営を推進するため、公平性と透明性を確保し効果の高い事業による行政運営を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○継続した行政改革の推進 ○事業内容の検証及び財政状況との整合性の確立 ○町民ニーズに即した公共施設の運営方法の検証
② 職員の能力や資質の向上を図り、行政事務の電算化などにより事務の効率化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の能力・資質向上のための研修の実施 ○職員の定員適正化 ○各種業務の効率を高めるための電算化の推進及び行政情報システムの更新
③ 町税や各種使用料における収納率の向上及び適正な債権管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○町税、各種使用料の収納率向上 ○徴収部門の連携による収納率向上対策の実施 ○滞納者への行政サービスの一部制限の検討

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後 10 年が経過した後の交付税の段階的縮減に対応するため効率的な財政運営が求められます。 ・ 公共施設が老朽化していくなか、施設更新のための計画的な検討が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市との協定により圏域での医療や公共交通などの連携を進めていますが、必要な生活機能の向上に向けた協議が必要です。

施 策	施策の内容
④ 財政状況を踏まえ効果的な財源配分と効率的な財政運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中長期的な財政推計の実施 ○ 「財政健全化法」による指標の公表 ○ 地方公会計制度への対応 ○ 公有財産・物品等の適切な管理 ○ 未利用財産の処分検討
⑤ 近隣市町との連携により共通する課題に協力して対処し、互いに効率的な行政運営を行うための協議を継続していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定住自立圏協定による相互連携の推進 ○ 広域事業を安定的に運営させるための継続した協議の実施